

お客様各位

資金決済に関する法律第 20 条第 1 項に基づく

前払式支払手段の払戻しのお知らせ

平成 30 年 6 月 30 日に取扱いを終了した、当社発行の前払式支払手段について、下記のとおり未使用残高の払戻しをいたしますので、申し出期間内に申出をお願いいたします。

記

《払戻しを行う前払式支払手段発行者の商号》

マルネン株式会社

《払戻しの対象となる前払式支払手段の種類》

1) セルフ大里給油所（甲府市古上条町 150-1）発行のマルネンプリカ（5000 円、10000 円、15000 円、20000 円、25000 円の 5 種類）

《払戻しの申出期間》

平成 30 年 7 月 1 日（日曜日）開店時から平成 30 年 9 月 30 日（日曜日）閉店時まで

※ 当該申出期間内に申出をしなかった前払式支払手段の保有者は、当該払戻しの手続きから除斥されますので、ご注意願います。

（申出の方法）

手段の保有者はマルネンプリカ持参の上、店舗スタッフへお申し出下さい。

（払戻しの方法）

店舗にて現金で返金させていただきます。

《払戻しに関する問い合わせ先》

〒101-0062

東京都千代田区神田駿河台 2 丁目 2 番地

マルネン株式会社 管理業務部

TEL 03-5281-0371

マルネン株式会社

平成 30 年 7 月 1 日

以上

お客様各位

資金決済に関する法律第 20 条第 1 項に基づく 前払式支払手段の払戻しのお知らせ

平成 30 年 6 月 30 日に取扱いを終了した、当社発行の前払式支払手段について、下記のとおり未使用残高の払戻しをいたしますので、申し出期間内に申出をお願いいたします。

記

《払戻しを行う前払式支払手段発行者の商号》

マルネン株式会社

《払戻しの対象となる前払式支払手段の種類》

セルフ都留給油所（都留市上谷 6-7-8）発行のマルネンプリカ（5000 円、10000 円、15000 円、20000 円、25000 円の 5 種類）

《払戻しの申出期間》

平成 30 年 7 月 1 日（日曜日）開店時から平成 30 年 9 月 30 日（日曜日）閉店時まで

※ 当該申出期間内に申出をしなかった前払式支払手段の保有者は、当該払戻しの手続きから除外されますので、ご注意願います。

（申出の方法）

手段の保有者はマルネンプリカ持参の上、店舗スタッフへお申し出下さい。

（払戻しの方法）

店舗にて現金で返金させていただきます。

《払戻しに関する問い合わせ先》

〒101-0062

東京都千代田区神田駿河台 2 丁目 2 番地

マルネン株式会社 管理業務部

TEL 03-5281-0371

マルネン株式会社

平成 30 年 7 月 1 日

以上

お客様各位

資金決済に関する法律第 20 条第 1 項に基づく

前払式支払手段の払戻しのお知らせ

平成 30 年 6 月 30 日に取扱いを終了した、当社発行の前払式支払手段について、下記のとおり未使用残高の払戻しをいたしますので、申し出期間内に申出をお願いいたします。

記

《払戻しを行う前払式支払手段発行者の商号》

マルネン株式会社

《払戻しの対象となる前払式支払手段の種類》

セルフ白根給油所（南アルプス市百々1841-5）発行の RAP カード

《払戻しの申出期間》

平成 30 年 7 月 1 日（日曜日）開店時から平成 30 年 9 月 30 日（日曜日）閉店時まで

※ 当該申出期間内に申出をしなかった前払式支払手段の保有者は、当該払戻しの手続きから除斥されますので、ご注意願います。

(申出の方法)

手段の保有者は RAP カード持参の上、店舗スタッフへお申し出下さい。

(払戻しの方法)

店舗にて現金で返金させていただきます。

《払戻しに関する問い合わせ先》

〒101-0062

東京都千代田区神田駿河台 2 丁目 2 番地

マルネン株式会社 管理業務部

TEL 03-5281-0371

マルネン株式会社

平成 30 年 7 月 1 日

以上

お客様各位

資金決済に関する法律第 20 条第 1 項に基づく

前払式支払手段の払戻しのお知らせ

平成 30 年 6 月 30 日に取扱いを終了した、当社発行の前払式支払手段について、下記のとおり未使用残高の払戻しをいたしますので、申し出期間内に申出をお願いいたします。

記

《払戻しを行う前払式支払手段発行者の商号》

マルネン株式会社

《払戻しの対象となる前払式支払手段の種類》

セルフ高洲給油所（藤枝市高洲 26-20）発行のマルネンプリカ（5000 円、10000 円、15000 円、20000 円、25000 円の 5 種類）

《払戻しの申出期間》

平成 30 年 7 月 1 日（日曜日）開店時から平成 30 年 9 月 30 日（日曜日）閉店時まで

※ 当該申出期間内に申出をしなかった前払式支払手段の保有者は、当該払戻しの手続きから除斥されますので、ご注意願います。

（申出の方法）

手段の保有者はマルネンプリカ持参の上、店舗スタッフへお申し出下さい。

（払戻しの方法）

店舗にて現金で返金させていただきます。

《払戻しに関する問い合わせ先》

〒101-0062

東京都千代田区神田駿河台 2 丁目 2 番地

マルネン株式会社 管理業務部

TEL 03-5281-0371

マルネン株式会社

平成 30 年 7 月 1 日

以上